

令和7年度「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力供給先事業者募集 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、群馬県企業局（以下「企業局」という。）所有の水力発電所における発電電力の供給先事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

1 件名

「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力供給先事業者募集

2 事業概要

電力の地産地消を推進することを目的として、企業局所有の水力発電所における発電電力とその非化石価値を、群馬県内に位置する高圧又は特別高圧の受電施設を有する事業者へ小売り電気事業者を通して供給する。供給者となる小売電気事業者（以下「指定小売業者」という。）は、令和7年10月下旬を目途に決定する予定である。

なお、具体的な電力の供給については、本公募により電力供給先事業者として選定された事業者と指定小売業者との協議を踏まえた両者による電力需給契約により決定することとなるが、本事業による電力供給については、以下のとおりである。

- （１）供給される電力は企業局所有の水力発電所から発生した電力の一部である。ただし、需給調整等の都合で指定小売業者が調達した他の電源種からの電力を合わせて供給する場合がある。
- （２）水力発電が持つ非化石価値（非化石証書（再エネ指定））については、（１）の電力とともに供給されるため、供給される電力は実質再エネ100％となる。ただし、企業局からの供給電力が年度単位で不足した場合の不足分や、電力供給先事業者の使用電力が供給予定量を超過した場合の超過分などは、本事業の対象外となる。

3 応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （２）群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規定第5号）第132条の32第3項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- （３）暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 契約電力量等制限

供給地点は、群馬県内に位置する高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設（ただし、国及び地方公共団体の施設を除く。）とし、施設に供給される電力全てを対象とする。ただし、各供給電力量合計は、1事業者あたり年間最大50,000,000kWh以内とする。

なお、本件による供給電力量合計を年間150,000,000kWhから200,000,000kWh程度で計画していることから、応募の状況によっては、供給電力量の調整のため、供給地点の絞り込みについて協議を行う場合がある。

5 履行期間

令和8年4月1日 0時～令和11年3月31日 24時

※履行期間終了後の本事業については未定である。

6 参加申込書の作成・提出

本公募に参加希望の者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。なお、事業所及び営業所等が複数ある法人の場合は、法人単位で申込書を作成・提出すること。

提出書類に基づく参加資格の確認結果については、参加申込者に対し令和7年7月7日（月）16時までに電子メールにて通知する。

（1）提出書類（群馬県競争入札参加資格者については、エからキの資料は提出不要）

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 応募参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 年度別希望供給量（様式第3号）

※供給量については、実績を基に計算すること。過去実績がない場合は、想定する供給量の予測値でも可とするが、根拠をもとに算定した値とすること。

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書：写し）

※過去3か月以内に発行されたもの

オ 財務諸表（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

カ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

キ 納税証明書（行政県税事務所発行の様式第45号の3（完納証明書）：写し）

※過去3か月以内に発行されたもの

（2）提出期限：令和7年6月30日（月） 16時

（3）提出先：群馬県企業局経営戦略課

（4）提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）

7 質問・回答

本公募に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面（様式自由）により提出期限までに提出すること。なお、質問した者への回答は電子メールにて行うとともに、質問内容について県ホームページにて公表する。

- (1) 提出期限：令和 7 年 6 月 20 日（金） 16 時
- (2) 提出先：群馬県企業局経営戦略課
- (3) 提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）

8 提案書の提出

参加資格を有すると通知された者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書（様式第 5 号の 1 及び 5 号の 2：エクセルファイルにて提出すること）
- イ 供給地点リスト表（様式第 6 号：エクセルファイルにて提出すること）
- ウ 各供給地点の契約電力等が確認できる書類
（請求書の写し等、契約名義、契約電力、力率が確認できる書類とする）
※新設する施設等で該当の契約がない場合は、提出は不要とする。
- エ 令和 6 年度における 30 分値の供給電力量実績（1 年分）
（様式は任意：エクセルファイルにて提出すること）
※新設する施設等で令和 6 年度における供給電力量実績（1 年分）が存在しない場合は、想定する供給電力量の予測値でも可とするが、根拠となる資料（施設の主要な設備一覧及び操業パターン又は類似する施設の実績等）をあわせて提出すること
- オ 太陽光発電等にかかる系統連系申込みに関する資料
（エの値に、新規で設置するまたは設置した太陽光発電等の電力量が反映されていない場合に、日負荷曲線データ及び太陽光発電計画書等を提出すること）
- カ 関連会社に関する資料
（関連会社の取組を提案した場合、参加申込者との関係性、出資比率が分かる資料を提出すること）

- (2) 提出期限：令和 7 年 7 月 18 日（金） 16 時
- (3) 提出先：群馬県企業局経営戦略課
- (4) 提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）

9 企画提案を求める具体的項目及び配点

以下の（1）から（4）について提案すること。なお、（2）から（4）について関連会社の取組等についても記載してよいが、その場合は、関連会社名及び関連会社の取組であることを明記し、出資比率を記載すること。

(1) 電力買受け希望価格（50点）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日における希望電力量に対し、許容できる電力料金総額を提案すること。なお、希望価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含まないものとする。

なお、電力料金総額を希望電力量総量で除した割返単価が、企業局にて設定した基準価格（非公表）を下回った場合は、失格とする。

(2) 地球温暖化対策の取組及び今後の計画（10点）

- ア 取組の実績について
- イ 今後 3 年間の計画について

（３）地域貢献及び県施策への貢献に関する提案（15点）

- ア 県内経済活性化に資する取組について
- イ 地域社会との連携について
- ウ 県民の幸福度向上に資する取組計画（今後３年間の計画）について

（４）企業局PRに関する提案（25点）

- ア 企業局の認知度向上に資する活動計画（今後３年間の計画）について

10 電力供給先事業者の決定

提出された提案書をもとに企業局において審査基準に従い審査を行い、審査結果を参加申込者に対し令和７年８月８日（金）までに電子メールにて通知する。電力供給先事業者として選定された事業者については、併せて担当者あて電話にて連絡する。なお、辞退者が発生した場合には、追加の電力供給先事業者を選定する場合がある。

11 参加申込の辞退

参加申込書を提出した後に、本公募への参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第７号）を提出すること。

なお、電力供給先事業者として選定された後に参加申込を辞退した場合には、令和11年３月31日までは、企業局の公告する同種の公募及び入札に参加することはできない。

12 供給施設への供給方法等

（１）指定小売業者の選定

企業局所有の水力発電所における発電電力とその非化石価値の供給については、別途、企業局にて選定する指定小売業者を介して行われる。

なお、指定小売業者が選定されなかった場合には、地産地消型PPA（群馬モデル）電力供給に関する協定は破棄されるものとする。

（２）供給施設への電力料金及びその構成

供給施設への電力料金及びその構成等については、９（１）にて提案された買受け希望価格を上限とすることを基本として、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約により決定することとする。

（３）供給施設への電力供給

供給施設へ供給される電力は、企業局所有の水力発電所から発生した電力の一部である。状況により水力発電所からの電力に対して供給施設で使用する電力が上回る場合があるため、その際は指定小売業者が調達した電源種が限定されない電力を合わせて供給する。

（４）非化石価値の供給

水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（３）の電力とともに供給される。よって、供給される電力は実質再エネ100%の電力となる。非化石証書（再エネ指定）は電力の供給年度に応じた量となるため、各年度の電力の供給期間

（４月～翌年３月）に対し、非化石価値の期間は当該年１月～１２月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は４月から１２月となる。電力と非化石価値の時期のずれ等により電力に対して非化石価値が不足した場合は、指定小売業者が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分を補うこととする。

（５）対象外

企業局からの供給電力が年度単位で不足した場合の不足分や、電力供給先事業者の使用電力が供給予定量を超えた場合の超過分などは、本事業の対象外となり、その扱い等については、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約に委ねることとする。

13 企業局及び指定小売業者との契約等

（１）地産地消型ＰＰＡ（群馬モデル）電力供給に関する協定

電力供給先事業者として選定された事業者（以下「最終決定者」という。）は、企業局と速やかに「地産地消型ＰＰＡ（群馬モデル）電力供給に関する協定書（案）」をもとに協議のうえ、電力供給に関する協定を締結しなければならない。

・相手方：群馬県企業管理者 成田 正士

・期間：締結日～令和１１年３月３１日

（２）指定小売業者との電力需給契約

最終決定者は、企業局による別途手続きにて決定後の指定小売業者と電力料金及びその構成等について協議を行い、指定小売業者を相手方とする電力需給契約書を締結すること。

なお、最終決定者は、当該協議にて電力需給契約の締結が不合理と判断した場合には、先に締結した「地産地消型ＰＰＡ（群馬モデル）電力供給に関する協定」を解約することができる。ただし、この場合、令和１１年３月３１日までは、企業局の公告する同種の公募及び入札に参加することはできない。

14 企画提案等に係る年度計画及び実績報告

企業局及び指定小売業者との各契約締結後、企画提案書に記載された「地球温暖化対策の取組及び今後の計画」、「地域貢献及び県施策への貢献への提案」及び「企業局ＰＲに関する提案」に係る年度計画書を各事業年度開始の月の末日までに提出すること。また、その実績等について、実績報告書を各事業年度終了後２か月以内に提出すること。

15 問合せ先

群馬県企業局経営戦略課 戦略・ＤＸ推進係

〒371-8570 前橋市大手町１－１－１ 群馬県庁２７階北フロア

電話：０２７－２２６－３９１５

E-mail：kkeieika@pref.gunma.lg.jp

審査基準

項目		審査の観点	配点
(1) 電力買受け 希望価格	高圧又は特別高圧	希望電気料金総額／希望電力量総量＝ 円／kWh (3 年間における総額及び総量にて算出する)	50 点（基準 価格未満は 失 格 と す る）
(2) 地球温暖化 対策の取組 及び今後の 計画	ア 取組の実績につ いて	地球温暖化対策に資する設備の導入実績があるか	5 点
		地球温暖化対策の取組実績があるか	
	イ 今後 3 年間の計 画について	地球温暖化対策に資する設備の導入計画があるか	5 点
		地球温暖化対策の具体的な取組が盛り込まれている か 数値目標・ロードマップ等の記載はあるか	
(3) 地域貢献及 び県施策へ の貢献に関 する提案	ア 県内経済活性化 に資する取組につい て	県内企業との取引が盛り込まれているか	5 点
		地域経済の活性化につながっているか	
		本社、本社機能、主要拠点を群馬県に有しているか	
	イ 地域社会との連 携について	地域社会の課題を踏まえた内容か	5 点
		地域活動への貢献が盛り込まれているか	
		周辺自治体との連携が盛り込まれているか	
ウ 県民の幸福度向 上に資する取組計画 について	※群馬県幸福度レポート等を参考とすること 群馬県幸福度レポート U R L : https://gunma-v.jp/wellbeing/ 群馬県総合計画 U R L : https://gunma-v.jp/	5 点	
(4) 企業局 P R に関する提 案	ア 企業局の認知度 向上に資する活動計 画について	企業局の取組等に関する広報を実施するか	25 点
		企業局のイメージアップにつながるか	
		広く一般に向けた活動となっているか	

※同点の場合は、(1)の点数が高い事業者を上位とする。